

中野区教育委員会会議録

令和5年第10回臨時会

令和5年9月29日

中野区教育委員会

令和5年第10回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和5年9月29日（金曜日）

開会 午前 11時31分

閉会 午前 11時37分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 協議事項

(1) 審査請求の取扱いについて（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前 11 時 31 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、ただいまから教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、村杉委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここで、お諮りをいたします。協議事項、「審査請求の取扱いについて」につきましては、裁決の過程における案件であり、意思決定の中立性を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

（以下、非公開）

（令和5年第11回臨時会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開）

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

入野教育長

協議事項に入ります。

協議事項、「審査請求の取扱いについて」を協議いたします。

初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「審査請求の取扱いについて」説明いたします。

まず、審査請求の概要でございますけれども、令和5年8月5日付で審査請求書によりまして、教育委員会が陳情に係る口頭説明の申出を認めなかったことを不服とする審査請求が提起されました。その趣旨につきましては、口頭説明を許可する裁決を求めるというものでございます。

審査請求に係るこれまでの主な経過になりますけれども、まず令和5年4月7日付で陳

情書の提出がございました。この陳情書には「中野区教育委員会でする口頭説明を申し出ます。」との記載がございました。

教育長及び教育委員並びに事務局職員が打合せをいたしまして、口頭による説明を不要とする旨の結論に至ったため、令和5年5月19日にメールによりましてその旨を審査請求人に回答いたしました。

令和5年5月20日付審査請求人より陳情の取り下げ願出書の提出がございました。翌5月21日付で審査請求書の提出がございました。

令和5年8月4日に5月21日付の審査請求書を却下する旨の裁決を行いまして、審査請求人に当該裁決に係る裁決書の謄本を送付いたしたところでございます。

その翌日、8月5日付で今回の審査請求書の提出があったものでございます。

裏面に移りまして、審査請求人の主張の要旨でございますけれども、本件回答によりまして、陳情書で申し出た口頭説明を不許可とする旨の処分、すなわち公権力により請願権の範囲を制限する行為を受けた旨を主張しているところでございます。

この審査請求の取扱いでございますけれども、本件回答は、本件申出に対し口頭説明を不要とする旨を回答したものでございますが、陳情が5月20日付陳情取り下げ願出書の提出により取り下げられ、当該陳情の中でなされた本件の申出についても同様に取り下げられております。

このことから、本件回答の効果は既に消滅していることとなるため、本件回答の取消しまたは変更により審査請求人らが回復すべき自己の権利または法律上保護された利益がなお存在していると認めることはできず、本件の審査請求は不適法なものであると言わざるを得ません。

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであり、その不備を補正することができないことは明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定に基づきまして、審理手続を経ずに却下されるのが相当であると考えられます。

なお、8月5日付の審査請求書の審査請求に係る処分の内容中に「前審査請求、本審査請求を通じ、当該処分の取消しはもとより求めておらず、行政事件訴訟法第3条第7項にいう差止め、すなわち将来の権利の制限をする処分をしてはならない旨を命ずることを求めていることに、誤解のないようにされたい」と記載がありますが、本件審査請求は、行政不服審査法に基づきなされている手続であり、行政事件訴訟法第3条第7項で定める差止めの訴えとは異なる手続でございます。

今後の手続でございますけれども、教育委員会において、審査請求に対する裁決を行っていく予定でございます。

説明は以上となります。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

ご発言がないので、なければ事務局から説明のありましたとおり、審査請求を却下するという裁決になろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、事務局は議案を提出するための準備をしてください。

本協議につきましては終了いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第10回臨時会を閉じます。

午前 11 時 37 分閉会